

個別避難計画について

福島県危機管理部災害対策課

個別避難計画とは

きっかけは・・・

H23の東日本大震災で、多くの高齢者、及びその支援者が犠牲に
(被災地全体で、65歳以上の高齢者の死者数は約6割)



H25 災害対策基本法改正

災害時に自力で避難できない「**避難行動要支援者**」を平時から把握する
取組として、**避難行動要支援者名簿**の作成が市町村の**義務**に



それでも要支援者の犠牲は多く・・・(H30 西日本豪雨、R1 東日本台風等)

(課題)

要支援者がどこにいるのか把握しても、いつ・誰と・どこに・どう逃げるかが必ずしも決まっていなかった。

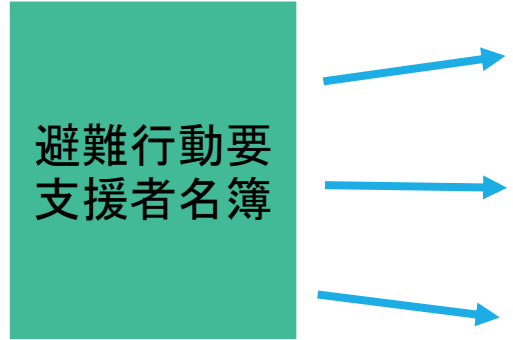


R3.5 災害対策基本法改正 **個別避難計画**の作成が市町村の**努力義務**に

(令和元年東日本台風)
福島県では死者6割
以上が高齢者

<個別避難計画制度のイメージ>

災害時に自力避難が困難な在宅で暮らす要配慮者をリスト化して把握し、地域に共有（誰がどこにいるか）



市町村が管理・更新

- Aさんの避難計画
- Bさんの避難計画
- Cさんの避難計画

リスト化された要支援者個人個人の避難計画を作成し、支援者に共有（**避難支援者と、避難先及び避難経路**の記載が必須事項に）

避難行動要支援者名簿

【記載する事項】

- ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他連絡先
 - ⑥避難支援等を必要とする事由
 - ⑦その他、市町村長が必要と認める事項
- ※避難行動要支援者の範囲は地域防災計画に基づき、市町村が定める。

個別避難計画

【記載する事項】

- ・避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、
- ①避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③その他、市町村長が必要と認める事項

○福島県の個別避難計画作成状況（R8.4.1時点）

・全部作成済 5市町村 ・一部作成済 54市町村 ・未作成 0市町村

→令和5年度中に県内の「未作成」市町村はゼロに

避難行動要支援者数 145,845名

計画作成者数 21,716名

計画作成率 14.9%

- ・現在、各市町村では、要支援者の身体状況や、居住地の災害リスク等で優先度を設定し、個別避難計画の作成に取り組んでいます。
- ・名簿、計画の定期的な見直し、訓練の実施も重要です。

《皆様をお願いしたいこと》

- ① 避難支援者及び避難先の確保が課題となっています。
福祉避難所として指定されていたり、協定を締結している施設等には、市町村から、個別避難計画に関して相談が寄せられる場合があります。その際は、要支援者の命を守るため、御協力をお願いいたします。
- ② 計画作成においては普段から要支援者と関わりの深い福祉事業者の皆様の参画が重要と考えます。市町村担当者から計画作成の協力依頼がありましたら、御協力をお願いいたします。
- ③ 要支援者の居住地に異動が生じた、「この方は災害時に安全に避難できるだろうか」といった懸念を感じられる方がいる場合には、お住いの市町村担当課へ御連絡ください。